

# 電柱設置物に対する各社の設置条件について

## <関西電力柱設置条件>

甲 … 関西電力 乙 … 設置者

- ① 取付工法は、甲の定める工法及び甲の指示に基づくこと。
- ② 乙は、前事項による工事完成後直ちに甲の検査を受けるものとし、検査前に取付物の使用をしないこと。
- ③ 取付物の保守及び維持管理は、設置を行う団体が行うものとし、甲が電柱の建替、移転、模様替等を必要とするときは、乙が窓口となり、甲と協議を行うこと。
- ④ 乙の取付物が、既設の住居表示板、防犯灯、広告物等に影響を与える場合は、乙は当該物件の管理者と協議し、措置を行うこと。
- ⑤ 乙の取付物が原因で甲又は第三者に損害を与えたときは、天災地変、その他不可抗力による場合であっても乙は乙の責任負担において解決し、甲に一切迷惑をかけないこと。
- ⑥ 甲の取付電柱に対し、取付施設以外の一切の物件を取付しないこと。
- ⑦ 前各号に違反するときは、取付承諾を取り消されても異議の申し立てはしないこと。
- ⑧ 取付を廃止しようとするときは、その15日前までに甲へ通知すること。
- ⑨ 取付を廃止したとき、甲の業務上の都合により取付物の撤去を求められたとき、又承諾を取り消された場合は、乙はすみやかに取付物を撤去すること。
- ⑩ 前各号に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲の指示するところによること。
- ⑪ 取付期間満了の日の1ヶ月前までに解約の申し出がない時は満了の日の翌日から1ヶ年その期間を延長する。

## <NTT柱設置条件>

- (1) NTTの電気通信設備に、支障とならないよう措置すること。
- (2) 取り付けにあたっては、電柱の登り幅を確保すること。
- (3) 取り付け方法は、容易に取り外しできるようバンドを使用すること。
- (4) 取り付け物の保守および維持管理は申請者が行うこと。
- (5) 取り付けの際、他の添架物の支障とならないよう配慮すること。
- (6) NTTの業務上支障が生じた場合の撤去および移設は申請者の負担で速やかに措置すること。
- (7) 取り付け物が原因で、NTTまたは第三者に損害を与えた時は、いかなる場合も申請者の責任において解決すること。
- (8) 電柱が道路に建設されている場合は、道路管理者から道路占用許可を得ること。また、民有地の場合は、民地所有者の同意を得ること。
- (9) 前各号に違反するときは、承諾を取り消されてもこれに対する異議を申し立てないこと。
- (10) 添架を廃止した時、当社の業務上の理由により添架物の撤去を求められた時、又は承諾を取り消された時は、申請者の負担で1ヶ月以内に添架物を撤去すること。  
撤去の際は速やかに撤去届を提出すること。
- (11) 添架期間満了の1ヶ月前までに、当社又は申請者から書面により契約変更又は解約の申し出がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して1ヶ年なおその効力を有するものとする。  
以後この例によるものとする。